

監 査 報 告

平成26年度
(第1期事業年度)

自：平成26年 4月 1日
至：平成27年 3月31日

独立行政法人 地域医療機能推進機構

監查報告

監査報告

独立行政法人地域医療機能推進機構

理事長 尾身 茂 殿

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「法人」という。）の平成26事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日）の業務、事業報告書、決算報告書及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I. 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本部及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査した。

また、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。さらに、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II. 監査結果

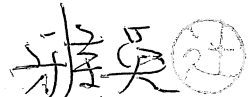
- 1 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の達成状況については指摘すべき重大な事項は認められない。
- 2 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- 3 財務諸表及び決算報告書に係る会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- 4 事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示していると認める。

Ⅲ. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項について違反する事実等は認められない。

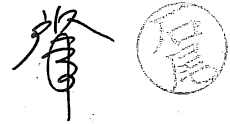
平成27年6月26日

独立行政法人地域医療機能推進機構

監 事（非常勤）



監 事（非常勤）



會計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年6月25日

独立行政法人 地域医療機能推進機構
理事長 尾身 茂 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員 近藤 浩明



指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員 田中 友康



<財務諸表監査>

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26事業年度の損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。以下同じ。）について監査を行った。

財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人地域医療機能推進機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「X I. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報 1. 改組について」に記載されているとおり、独立行政法人は、平成26年4月1日付にて独立行政法人地域医療機能推進機構に改組している。この改組の一環として、従来、販売用不動産として計上されていた土地・建物等については、「独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成17年厚生労働省令第145号）附則第3条第1項に基づき、評価後の金額により事業用資産として固定資産に計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

＜損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告＞

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26事業年度の損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、平成26事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち平成25事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

損失の処理に関する書類（案）、事業報告書及び決算報告書に対する独立行政法人の長の責任
独立行政法人の長の責任は、法令に適合した損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに予算の区分に従って、決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（平成26事業年度の会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人地域医療機能推進機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上